

資 料 編

# 日吉津村地域防災計画（資料編）

## 目 次

<b>第1章 総 則</b>		
<b>節</b>	<b>表 題</b>	<b>頁</b>
第9節	村の概況と災害の記録	1
<b>第2章 災害予防計画</b>		
<b>節</b>	<b>表 題</b>	<b>頁</b>
第3節	雪害予防計画	2
第7節	文化財災害予防計画	4
第10節	物資・資機材等整備事業	5
第12節	危険物等災害予防対策計画	6
第17節	自主防災組織の育成計画	6
<b>第3章 災害応急対策計画</b>		
<b>節</b>	<b>表 題</b>	<b>頁</b>
第1節	災害対応対策計画	7
第2節	配備及び動員計画	7
第3節	通信情報計画	8
第5節	事前措置計画	21
第6節	避難計画	22
第7節	救出・救助計画	24
第9節	食糧供給計画	27
第10節	衣料生活必需物資供給計画	32
第11節	給水計画	33
第13節	宅地・建物の被災判定計画	34
第14節	応急仮設住宅計画	38
第15節	医療及び助産計画	39
第16節	防疫計画	41
第17節	清掃及び死亡獣畜処理計画	41
第19節	捜索、遺体の処理及び埋葬計画	42
第20節	障害物の除去計画	43
第21節	輸送計画	44
第22節	労務供給計画	45
第23節	文教対策計画	46
第24節	隣保互助、民間団体活用計画	47
第25節	ボランティアの受入計画	47
第27節	水防計画	48
第28節	自衛隊災害派遣要請計画	51
第30節	機械資機材の整備計画	53

<b>第4章 災害復旧計画</b>		
<b>節</b>	<b>表題</b>	<b>頁</b>
第3節	資金融資計画	54
<b>第5章 条例等</b>		
<b>節</b>	<b>表題</b>	<b>頁</b>
第1節	日吉津村防災会議条例	56
第2節	日吉津村災害対策本部条例	57
第3節	日吉津村被災者住宅再建支援事業助成条例	58
<b>第6章 協定</b>		
<b>節</b>	<b>表題</b>	<b>頁</b>
第1節	災害時における協定等	60

# 第1章 総 則

## 第9節 村の概況と災害の記録

■第1表 過去の災害記録

年月日 (西暦)	種類 名称	概 要
明治18年 2月 (1885)	洪水	雪解け水により、日野川豊田土手が決壊し、床下浸水のほか田畑が泥に埋まった。
明治19年 9月 24日～25日 (1886)	洪水	暴風雨の影響で、日野川水浜堤防が決壊し、田畑が泥に埋まったが、人畜に被害はなかった。
明治26年10月14日 (1893)	洪水	日野川堤防が決壊し、村内在泥の海と化し、農作物に多くの被害が出て、飢饉の状態となった。
大正14年 7月 4日 (1925)	地震	鳥取県美保湾西南方より強震。墓地の石碑、灯籠等が倒れ、道路には亀裂や石垣の倒壊等有り。その後も時々地震有り。
昭和 9年 9月 19日～20日 (1934)	洪水	暴風雨により、日野川右岸の富吉西側土手が崩壊し、今吉地区は床下浸水家屋を多数出し、また農作物の被害も多大であった。
平成12年10月 6日 (2000)	鳥取県 西部地震	午後1時30分、南部町(旧 西伯町)から日野町付近を震源とした、マグニチュード7.3の地震が発生。日吉津村では震度6弱を記録し家屋の全半壊13棟、墓地の石碑、灯籠、ブロック塀の倒壊があったが、幸いにも死傷者0名、火災の発生0件であった。
平成23年 1月 (2011)	豪雪	平成22年12月31日から平成23年1月2日にかけて、大雪となる。キャンプ場の門扉が倒壊し、村内の多くの樹木に倒木や枝折れの被害が出た。
平成23年 9月 3日～5日 (2011)	台風12号	豪雨により日野川が氾濫し、河川敷グラウンド及び水辺の楽校に土砂およびヘドロが堆積。村内において、稲が倒れる被害(5ha)が出たが、人的及び住家等の被害はなかった。
平成28年10月21日 (2016)	鳥取県 中部地震	午後2時7分、鳥取県中部を震源としたマグニチュード6.6の地震が発生。日吉津村では震度5弱を記録し家屋の一部損壊6棟があったが、人的被害はなかった。

## 第2章 災害予防計画

### 第3節 雪害予防計画

■第1表 一次除雪路線  
村道

路線数	路線名	除雪区間	除雪目的
1	温泉線	全線	通学路の確保及び物資輸送の円滑化
2	役場線	起点から温泉線交差点まで	〃
3	富吉線	国道431号から温泉線交差点まで	〃
4	日野川右岸堤線	全線	〃
5	環状線	全線	〃
6	富吉線	富吉南線交差点から古屋敷線交差点まで	〃
7	宮川北線	起点から県道日吉津伯耆大山停車場線交差点まで	〃
8	旧国道線	全線	〃
9	箕海川線	全線	〃

■第2表 一次除雪路線  
国・県道

路線数	路線名	除雪区間	除雪目的
1	国道431号側道	上り下り全線	物資輸送の円滑化
2	県道日吉津伯耆大山停車場線	全線	通学路の確保及び物資輸送の円滑化

■第3表 二次除雪路線  
村道及び農道

路線数	路線名	除雪区間	除雪目的
1	公園線	全線	物資輸送の円滑化
2	今吉区画9号線	今吉中線交差点から終点まで	〃
3	今吉区画8号線	全線	〃
4	今吉中線	全線	〃
5	今吉東線	全線	〃
6	今吉区画1号線	全線	〃

## 村道及び農道

路線数	路線名	除雪区間	除雪目的
7	今吉区画2号線	全線	通学路の確保及び物資輸送の円滑化
8	今吉川線	起点から温泉線交差点まで	〃
9	※今吉西農道(仮称)	全線	〃
10	今吉区画7号線	全線	〃
11	今吉区画6号線	全線	〃
12	今吉区画5号線	全線	〃
13	今吉中南線	起点から今吉区画3号線交差点まで	〃
14	今吉区画3号線	全線	〃
15	大道下線	国道431交差点から終点まで	〃
16	5号線	全線	〃
17	4号線	全線	〃
18	※農道3号線	全線	〃
19	2号線	全線	〃
20	二本松日野川線	全線	〃
21	大道下線	起点から国道431号まで	〃
22	※草池農道	大道下線から富吉線まで	〃
23	富吉線	国道431交差点から富吉下場線まで	〃
24	富吉下場線	全線	〃
25	富吉南線	樽屋北線から終点まで	〃
26	樽屋北線	全線	〃
27	橋通道線	全線	〃
28	宮川北線	県道日吉津伯耆大山停車場線から橋通道線まで	〃
29	浜田線	富吉南線から浜田1号支線交差点まで	〃
30	浜田1号支線	全線	〃
31	※中央農道	全線	〃
32	海川西川線	全線	〃
33	海川中央線	始点から海川西線まで	〃
34	※洞川農道(仮称)	海川西側線から旧国道線まで	〃
35	古屋敷線	全線	〃
36	富吉線	宮川北線交差点から旧国道線まで	〃
37	宮川線	稲川交差点から終点まで	〃

## 村道及び農道

路線数	路線名	除雪区間	除雪目的
38	稲川線	全線	通学路の確保及び物資輸送の円滑化
39	竹里松江免線	全線	〃
40	松江免1号支線	全線	〃
41	西大坪線	全線	〃
42	大坪1号支線	全線	〃
43	大坪3号支線	全線	〃
44	宮川上線	全線	〃
45	小路3号西線	全線	〃
46	小路4号線	始点から最終の民家出入り口まで	〃
47	東大坪線	全線	〃
48	東大坪1号支線	全線	〃

## 第7節 文化財災害予防計画

■第1表 文化財(保護文化財、記念物)の現況

(令和3年4月現在)

文化財の名称	所在地	文化財の種類	指定の区分	防災施設、整備
さいの神(富吉)	富吉1081番地	有形民俗文化財	村	なし
さいの神(海川)	日吉津688番地	有形民俗文化財	村	なし
須山萬の墓碑	日吉津618番地	有形文化財 (歴史資料)	村	なし
羽倉地蔵	富吉1018番地	有形文化財 (歴史資料)	村	なし
御新田開発碑	今吉275番地	有形文化財 (歴史資料)	村	なし
ハゼの木	富吉702番地先	記念物	村	なし
元荒神	富吉340番地2	有形民俗文化財	村	なし
蚊屋島神社 「龍の彫刻」	日吉津380番地	有形文化財 (彫刻)	村	なし
文殊菩薩像	富吉1028番地	有形文化財 (歴史資料)	村	なし
金毘羅大権現常夜燈 (下口)	日吉津333番地1	有形民俗文化財	村	なし
金毘羅大権現常夜燈 (富吉)	富吉946番地1	有形民俗文化財	村	なし

## 第10節 物資・資機材等整備事業

■第1表 連携備蓄として保有する備蓄品

(令和4年1月現在)

品 目	備 蓄 数 量	目標備蓄数量
① ライスクッキー 8枚/箱×24箱	320食(168箱)	298食(5缶)
②-1 アルファ米 50食×1箱	600食(12箱)	161食(4箱)
②-2 マジックライス 50食×1箱	100食(2箱)	
③ 粉乳・ミルク	3缶	1缶
④ 保存水 1.5ℓ×1本	348ℓ(232本)	459ℓ(306本)
⑤ 飲料水用給水パック(袋) 6ℓ×1袋	31個(6ℓ)	57個(10ℓ)
⑥ ほ乳ビン 240ml×1本	8本	24本
⑦ トイレットペーパー 12ロール入×1袋	12ロール(1袋)	6ロール(1袋)
⑧ 生理用品 18個入×1袋	72個(4袋)	30個(2袋)
⑨ 組立式簡易トイレ	8セット	16セット
⑩ 毛 布	200枚	153枚
⑪ 紙おむつ(大人用) 18枚入×1袋	0枚	18枚(1袋)
⑫ 紙おむつ(子供用) 72枚入×1袋	0枚	18枚(1袋)
⑬ 救急医療セット (10人用)	7セット	6セット
⑭ 懐中電灯	33個	31個
⑮ ラジオ	7台	11台
⑯ 乾電池	92本	84本
⑰ 防水シート 5.4m×5.4m	100枚	102枚
⑱ ロープ φ9mm×100m	10巻	8巻
⑲ タオル 35cm×82cm	116枚	153枚
⑳ ウェットティッシュ 15cm×20cm (30枚入) ノンアルコール	117枚	154枚

\* 目標備蓄数量は、鳥取県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領による。

## 第12節 危険物等災害予防対策計画

■第1表 危険物取扱公共施設一覧表

(平成26年7月現在)

取 扱 所	貯蔵所等の別	設 置 場 所	箇所数
海上石油(株)日吉津SS	給油取扱所	日吉津村大字日吉津1158番地2	1
王子製紙(株)米子工場	屋内貯蔵所他	日吉津村大字富吉150番地	20
永瀬石油(株)ハートナーチュールップSS	給油取扱所	日吉津村大字日吉津1388番地	1
(有)日南運輸	給油取扱所	日吉津村大字日吉津89番地2	1
日通米子運輸(株)	給油取扱所	日吉津村大字日吉津80番地	1
日野川水系漁業協同組合鮎生産場	地下タンク(貯)	日吉津村大字富吉1284番地3	1
ヤナセ製油(株)米子営業所	地下タンク(貯)他	日吉津村大字日吉津33番地1	2
イオンモール日吉津	地下タンク(貯)他	日吉津村大字日吉津1157番地	4
明星(株)米子サービスステーション	給油取扱所	日吉津村大字富吉911番地1	1
三愛石油(株)日吉津サービスステーション	給油取扱所	日吉津村大字日吉津2048番地1	1

## 第17節 自主防災組織の育成計画

■第1表 自主防災組織設置の状況

(令和4年1月1日現在)

集落等の名称	人口	世帯数	仮避難所等	自主防災組織の有無
上1自治会	446	168	上1公民館	有
上2自治会	463	172	上2公民館	有
日吉津下口自治会	821	319	日吉津下口公民館	有
海川自治会	452	155	海川公民館 海川公民館新田分館	有
富吉自治会	540	149	富吉公民館	有
今吉自治会	774	260	今吉公民館 今吉東集会所	有
樽屋自治会	79	22	樽屋公民館	

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 災害対応対策計画

#### 2 日吉津村防災会議

■第1表 日吉津村防災会議の委員構成及び関係機関の現況

委員の構成	定数	任命された委員
指定地方行政機関の職員のうちから、村長が任命する者	1人	米子公共職業安定所長
鳥取県の知事の部内の職員のうちから、村長が任命する者	2人以内	西部総合事務所地域振興局長
村を所轄する警察署長		米子警察署長
村長が、その部内の職員のうちから指定する者	3人以内	日吉津村福祉保健課長 日吉津村住民課長 日吉津村建設産業課長
教育長		日吉津村教育長
消防団長		日吉津村消防団長
指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから、村長が任命する者	若干人	西日本電信電話(株)鳥取支店長 中国電力(株)米子営業所長 新日本海新聞社常務取締役西部本社代表 西部広域行政管理組合消防局米子消防署長
自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから、村長が任命する者	若干人	富吉自主防災会会長 民生委員代表

### 第2節 配備及び動員計画

#### 2 配備計画

■第1表 防災連絡責任者

課名	正		副	
	氏名	連絡方法	氏名	連絡方法
総務課	課長	口頭、電話 庁内LAN 防災行政無線 CATV	課長補佐	口頭、電話 庁内LAN 防災行政無線 CATV
総合政策課	〃	〃	〃	〃
福祉保健課	〃	〃	〃	〃
住民課	〃	〃	〃	〃
建設産業課	〃	〃	〃	〃
出納室	室長	〃	総務課長	〃
議会事務局	事務局長	〃	〃	〃
教育委員会	課長	〃	上席職員	〃
保育所	所長	〃	〃	〃

## 第3節 通信情報計画

## 7 警報伝達先

■第1表 警報伝達先

機関名	連絡責任者 (受信)	連絡方法	連絡担当者	備考
本庁内各課 出先機関	総務課長	口頭、メール、 電話、IP無線 防災行政無線	防災担当	
教育委員会	教育長 教育課長	〃	総務課長 防災担当	
保育所	保育所長	〃	福祉保健課長	
学校・ ヴィレステひえづ	校長 館長	〃	教育課長	小学校・ヴィレ ステひえづ等へ 連絡する。
消防団	消防団長	防災行政無線 メール、電話	防災担当	緊急時はサイ レンを吹鳴
各自治会	自治会長 自主防災組織 代表者	防災行政無線 電話	総務課長 防災担当	

9 被害状況等の収集、報告計画

■第2表 報告事項及び報告様式

(日吉津村 第 報)	
年 月 日 時 分	即 報 中間報 確定報
発信時刻	現在 月 日 時 分
発信者氏名	
1 一般状況	
(1) 災害の原因	
(2) 災害発生の日時	年 月 日 時 分
(3) 災害発生場所又は地域	
(4) 災害に対しとられた措置	
① 災害対策本部の設置所況	日 時 分 設置
② 村のとした主な応急措置の状況	
③ 応援要請又は職員派遣の状況	
④ 災害救助法適用の状況	
⑤ 避難の勧告、指示の状況	
(ア) 開始(廃止)	日 時 分
(イ) 地区数	
(ウ) 世帯数	
(エ) 人員	
(オ) 避難場所	
⑥ 消防機関の活動状況	
(ア) 出動(撤収)日時	
(イ) 出動人員(消防職員 人 消防団員 人 計 人)	
(ウ) 主な活動内容(使用した機材を含む)	
⑦ その他必要な事項	

2 被害状況(総括)

( 年 月 日現在)

人	死者		人		その他	道路損壊		箇所	
	行方不明		人			橋梁損壊		箇所	
	負傷	重傷	人			堤防決壊		箇所	
		軽傷	人			がけ崩れ		箇所	
住家	全壊(全焼)		棟		船舶	なだれ		箇所	
			世帯			鉄道不通		箇所	
			人			通信被害		箇所	
	半壊(半焼)		棟		津波の有無	沈没		隻	
			世帯			流失		隻	
			人			破損		隻	
	一部破損(一部焼損)		棟		出火箇所数	り災世帯数			
			世帯			り災者数			
			人			災害対策本部の設置状況		県	
	床上浸水		棟		災害救助法適用の有無	町			
			世帯			有・無			
			人			消防団員の出勤状況		職員	
	床下浸水		棟		備考	団員			
			世帯						
人									
非住家被害			棟						
耕地	田	流失埋没		ha					
		冠水		ha					
	畑	流失埋没		ha					
		冠水		ha					

( 年 月 日現在)

項 目		単 位	数 量	金 額	被 害 内 訳	備 考	
建 物 関 係	住 宅	全 壊 (焼、流)	棟				
		半 壊 (焼、流)	棟				
		一 部 破 損	棟				
		床 上 浸 水	棟				
		床 下 浸 水	棟				
		小 計	棟				
	非 住 宅	床 上 浸 水	棟				
		床 下 浸 水	棟				
		小 計					
農 業 関 係	農 業 関 係	農 地	ha				
		農 業 用 施 設	箇所				
		農 作 物	ha				
		家 畜 等	頭				
		貯蔵品、加工品等	箇所				
		共同利用施設等	箇所				
		小 計	棟				
	林 業 関 係	林 業 関 係	林 地	ha			
			林 野 施 設	箇所			
			林 産 物	本 t			
			小 計				
	水 産 関 係	水 産 関 係	漁 港	箇所			
			漁 船	隻			
			漁 貝	個			
			水 産 施 設	箇所			
			水 産 物	t			
			小 計				
	合 計						

■第3表 報告事項及び報告様式

1 一般被害状況調(即報・中間報・確定報)

( 年 月 日現在)

人的被害	死 者		人	
	行 方 不 明		人	
	負傷者	重 傷 者	人	
		軽 傷 者	人	
		計	人	
住家の被害	棟数	全 かい(焼、流)	棟	
		半 かい(焼、流)	棟	
		一 部 破 損	棟	
		床 上 浸 水	棟	
		床 下 浸 水	棟	
	世帯および人員	全 壊 (焼、流)	世帯 人員	世帯 人
		半 壊 (焼、流)	世帯 人員	世帯 人
		一 部 破 損	世帯 人員	世帯 人
		床 上 浸 水	世帯 人員	世帯 人
		床 下 浸 水	世帯 人員	世帯 人
非住家の被害	倉 庫		棟	
	土 蔵		棟	
	車 庫		棟	
	土 蔵		棟	
	納 屋 等		棟	
	官 公 庁 舎		棟	
	病 院 等		棟	

2 市町村有財産被害状況調 (即報・中間報・確定報)

( 年 月 日現在)

施設名	建 物						土 地				そ の 他			合 計
	全 壊 (焼・流)	半 壊 (焼・流)	一 部 損 壊 (焼・流)	浸 水		計	流 失	埋 没	崩 壊	そ の 計	計	計		
				床 上	床 下									
被害量	棟	棟	棟	棟	棟	棟								
被害面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
被害金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
被害量	棟	棟	棟	棟	棟	棟								
被害面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
被害金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
被害量	棟	棟	棟	棟	棟	棟								
被害面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
被害金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
被害量	棟	棟	棟	棟	棟	棟								
被害面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
被害金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
合計														
応急措置の概要														

3 小中学校等被害状況調 (即報・中間報・確定報)

( 年 月 日現在)

区分 学校名	校 舎						土 地					その他			人 的 被 害				
	全 壊 (焼・流)	半 壊 (焼・流)	一 部 損 壊 (焼・流)	浸 水		計	流 失	埋 没	崩 壊	そ の 他	計	計	計	合 計	区分 名称	死 者	行 方 不 明	負 傷 者	計
				床 上	床 下														
被害量	棟	棟	棟	棟	棟	棟													
被害面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>						
被害金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円						
被害量	棟	棟	棟	棟	棟	棟													
被害面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>						
被害金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円						
被害量	棟	棟	棟	棟	棟	棟													
被害面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>						
被害金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円						
被害面積																			
被害金額																			
合計																			
応急措置の概要																			

4 社会福祉施設被害状況調

( 年 月 日現在)

施設名	建 物						土 地				そ の 他			合 計
	全 壊 (焼・流)	半 壊 (焼・流)	一 部 損 壊 (焼・流)	浸 水		計	流 失	埋 没	崩 壊	そ の 計	計	計		
				床 上	床 下									
被害量	棟	棟	棟	棟	棟	棟								
被害面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
被害金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
被害量	棟	棟	棟	棟	棟	棟								
被害面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
被害金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
被害量	棟	棟	棟	棟	棟	棟								
被害面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
被害金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
被害量	棟	棟	棟	棟	棟	棟								
被害面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
被害金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
合計	被害面積													
	被害金額													
応急措置の概要														

5 商工関係被害状況調 (即報・中間報・確定報)

( 年 月 日現在)

区分	種別	建 物						機械設備		製品原材料		商品		その他		備考
		全 壊 (焼・流)		半 壊 (焼・流)		一部損壊 (焼・流)		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額									
工 業	食料品製造業	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	
	木材・木製品製造業															
	繊維製品製造業															
	鉄工・機械製造業															
	その他の製造業															
	計															
建設業																
鉱業																
商 業	卸小売業															
	運輸通信業															
	電気ガス業															
	サービス業															
	その他の商業															
	計															
合 計																
応急措置の概要																

6 農地等被害状況調 (即報・中間報・確定報)

( 年 月 日現在)

区 分				被 害 状 況			被害のうち補助対象となるもの			
				件数	面積等	金額	件数	面積等	金額	
農 地	田	流 失	ha	件		千円	件		千円	
		埋 没	ha							
	畑	流 失	ha							
		埋 没	ha							
	その他	流 失	ha							
		埋 没	ha							
	計									
	農 業 用 施 設	頭 首 工		箇所						
		水 路		m						
		道 路		m						
橋 梁		箇所								
た め 池		箇所								
堤 防		m								
揚 水 機		箇所								
農地保全施設		箇所								
計										
共同利用施設等			箇所							
林 野 関 係	林地	崩 壊 地	ha							
		地すべり地	ha							
	施設	治 山	箇所							
		林 道	m							
		林産施設	箇所							
計										
水 産 関 係	漁 港		箇所							
	水産施設	船	沈 没	隻						
			流 失	隻						
		船	破 損	隻						
			漁 具	個						
	その他の施設		箇所							
計										
応急措置の概要										

7 農作物被害状況調 (即報・中間報・確定報)

( 年 月 日現在)

区 分		被 害 状 況							
		数量	面積	被害程度別面積			減収量	被害額	
				50%未満	50%以上	全損100%			
農 作 物	水陸稲	流 失		ha	ha	ha	ha	%	千円
		土砂流入							
		冠 水							
		浸 水							
		そ の 他							
		計							
	麦 類	流 失							
		土砂流入							
		冠 水							
		浸 水							
		そ の 他							
		計							
	野菜類	流 失							
		土砂流入							
		冠 水							
		浸 水							
		そ の 他							
		計							
	工 芸 作 物								
	飼 料 作 物								
	果 樹	梨							
		りんご							
		その他							
		計							
畜 産 物	牛								
	馬								
	豚								
	羊								
	鶏								
	その他								
	計								
貯蔵品・加工品									
林 産 物									
水 産 物	養殖物								
	その他								
	計								
合 計									
応急措置の概要									

8 土木関係被害状況調 (即報・中間報・確定報)

( 年 月 日現在)

区 分	被 害 状 況			被害のうち補助対象となるもの		
	箇 所	数 量	金 額	箇 所	数 量	金 額
河 川						
海 岸						
砂 防						
道 路						
橋 梁						
港 湾						
小 計						
公 営 住 宅						
都 市 施 設						
空 港 施 設						
合 計						
応急措置の概要						

9 企業関係被害状況調 (即報・中間報・確定報)

( 年 月 日現在)

区 分		数 量	被 害 金 額	
水 道 事 業	建物	全 壊 ( 焼 ・ 流 )		
		半 壊 ( 焼 ・ 流 )		
		一 部 破 損		
		浸水	床 上	
		床 下		
	水 道			
	貯 水 池			
	機 械 装 置			
	そ の 他			
	計			
病 院 事 業	建物	全 壊 ( 焼 ・ 流 )		
		半 壊 ( 焼 ・ 流 )		
		一 部 破 損		
		浸水	床 上	
		床 下		
	機 械 装 置			
	そ の 他			
	計			
応急措置の概要				

## 10 通信計画

■第4表 通信設備の状況

利用することができる機関	所在地	管理者	連絡の窓口	連絡方法
警察通信設備	日吉津	米子警察署	日吉津駐在所	電話
防災行政無線	日吉津村役場	日吉津村	日吉津村	一斉放送
鳥取県防災行政無線	〃	鳥取県	日吉津村	電話

■第5表 中国地方非常通信協議会構成機関

種別	機関名及び氏名	所在地	連絡方法	備考
公的機関	日吉津村	日吉津	電話	
警察携帯無線	日吉津駐在所	日吉津	警察無線	

第5節 事前措置計画

5 事前措置の指示基準

■第1表 事前措置の予告通知様式

	発日総第 号 年 月 日			
様				
日吉津村長 氏 名 ㊟				
事前措置の予告について（通知）				
<p>貴所有（占有）の施設及び物件は、災害が発生した場合、現状では災害対策基本法第59条に基づく事前の措置に対象となり得るので、下記事項に留意のうえ、災害時には適切な措置をとられるよう通知します。</p>				
記				
設備又は 物件の名称	所在地	数量	措置の方法	備考

## 第6節 避難計画

## 9 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所及び避難の方法等

■第1表 災害種別に応じた指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所

No.	対象地区	災害対応種別				施設名称	所在地	収容人数	避難所等の種別(指定)
		地震	津波	風水害	一般災害				
1	全 村	○	○		○	日吉津小学校 (校庭)	日吉津872 - 12	-	緊急避難場所
2	海川、富吉、 今吉、樽屋	○	○	○	○	日吉津小学校 (校舎)	日吉津872 - 12	450	避難所
3	全 村	○	○		○	日吉津小学校 (体育館)	日吉津971 - 3	240	避難所
4	日吉津上1	○	○		○	日吉津上1公民館	日吉津473	90	避難所
5	日吉津上2	○	○		○	日吉津上2公民館	日吉津63	60	避難所
6	日吉津下口	○	○		○	日吉津下口公民館	富吉56 - 2	60	避難所
7	海 川	○	○		○	海川公民館	日吉津785 - 1	60	避難所
8	海 川	○			○	海川公民館新田分館	日吉津1695 - 4	40	避難所
9	富 吉	○	○		○	富吉公民館	富吉1034	70	避難所
10	今 吉	○			○	今吉公民館	日吉津1756-9	50	避難所
11	今 吉	○			○	今吉東集会所	今吉458	35	避難所
12	樽 屋	○	○		○	樽屋公民館	日吉津992 - 1	45	避難所
13	日吉津上1 日吉津上2 日吉津下口	○	○	○	○	日吉津村農業者 トレーニングセンター	日吉津936	500	避難所
14	全 村	○	○	○	○	日吉津村社会福祉 センター	日吉津973-9	315	※福祉避難所
15	全 村	○	○		○	日吉津村デイサービス センター	日吉津973-9	157	※福祉避難所
16	全 村	○	○	○	○	日吉津村役場	日吉津872 - 15	40	緊急避難場所
17	全 村		○	○		イオンモール日吉津	日吉津1160 - 1	3,000	緊急避難場所
18	全 村	○	○	○	○	ヴィレステひえづ	日吉津930	700	避難所
19	全 村	○			○	ケースデンキ (駐車場)	日吉津1194-1	-	緊急避難場所

\* 収容人員算定については、下記のとおりとした。

○一時避難場所 一時避難場所については、自主防災組織又は自治会が指定する場所とする。

○収容人員 収容人員は1人3.3㎡とし、端数は切り捨てとした。

○※印 ※は災害対策基本法施行令第20条の6第5号が規定する指定基準を満たした施設。

○災害対応種別 地震、津波、風水害(洪水、内水氾濫)、その他一般災害(大規模火災)に区分。





■第2表 救助実施記録日計表

救 助 実 施 記 録 日 計 表				
救助の種類	避	炊	水	救出
	修理	学	破損	死処
	障			
No ( 月 日 時 分)				町
				責任者班氏名 (自治会責任者氏名) <span style="float: right;">(印)</span>
員数 (世帯)				
品目 (数量)				
受 入 先				
払 出 先				
場 所				
方 法				
記 事				

(注) 各実施担当責任者は、物品受払のため必要のつど作成し、これをもって物品要求等を行うものとする。

■第3表 救助実施記録日計表

救助の種目別	年月日	品名	単 位 呼 称	摘 要	受	払	残	備 考
避 難 所 用								
炊出し、その他による食品給与用								
被服寝具等								
医薬品衛生材料								
被災者救出用機械器具燃料								
燃料及び消耗品								

各救助を実施した場合、必要により総括的などりまとめを行うものとする。

1. 「摘要」欄に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
2. 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入すること。
3. 各救助の種目別最終行欄に、受・払・残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、県より受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受・払・残の計及び金額を明らかにしておくこと。
4. 救助班による場合には、救護チームごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。

## 記入要領

- (1) 各救助の種類ごとに一葉作成する。
- (2) 記録票外のナンバー欄には、記録票作成ごとに一連番号を附するものとし、前回分を訂正する必要が生じた場合、例えばNo. 10の次にNo. 5の分を訂正する場合にはNo. 11とし棄却することなく、そのままナンバー順につづっておく。  
なお、救助の実施種類が多い場合には、救助に種類ごとに一連番号を附し、ナンバー順につづっておく。
- (3) 記録票欄外の救助の種類別欄の該当の救助名を○でかこみ、欄内該当欄に必要最小限度の事項を記入する。
- (4) 機械器具等を無償で借り上げた場合についても、記録票を作成する。
- (5) 災害救助基金から放出した場合についても同様とする。
- (6) 被服・寝具その他生活必需品の給与等で、県調達分と市町村調達分の双方があるときは、それぞれ別個に記録票を作成する。

第9節 食糧供給計画

3 応急供給の措置

■第1表 申請書等の様式

1. 応急用米穀割当申請書

応急用米穀割当申請書

被害概要	① 災害の種類 (例) 大火	② 被害戸数程度 200戸 (全焼150戸半焼50戸)	③ り災者人員等 1,200人	
対象別 給食 年月日	り災者用		計	備考
	給食延人員	数量	給食延人員 数量	
	人	kg	人 kg	

上記の通り申請します。

令和 年 月 日

日吉津村長 氏 名 ㊟

鳥取県知事 様

2. 災害救助用米穀引渡申請書

災害救助用米穀引渡申請書

令和 年 月 日

農林水産省生産局長 様

日吉津村長 氏 名 ㊟

災害による応急米穀を下記に基づき引渡し下さるよう申請します。

引渡希望数量(kg)	引渡場所	引渡方法	備考

3. 災害救助用米穀受領証

災害救助用米穀受領証

令和 年 月 日

〇〇倉庫責任者 様

日吉津村長 氏 名 ㊟

災害救助法に基づく 用として下記のとおり現品の引渡しを受けました。

(1) 品 目  
(2) 数 量

棟 番	産 年	包 装	量 目	等 級	数 量	摘 要
計						

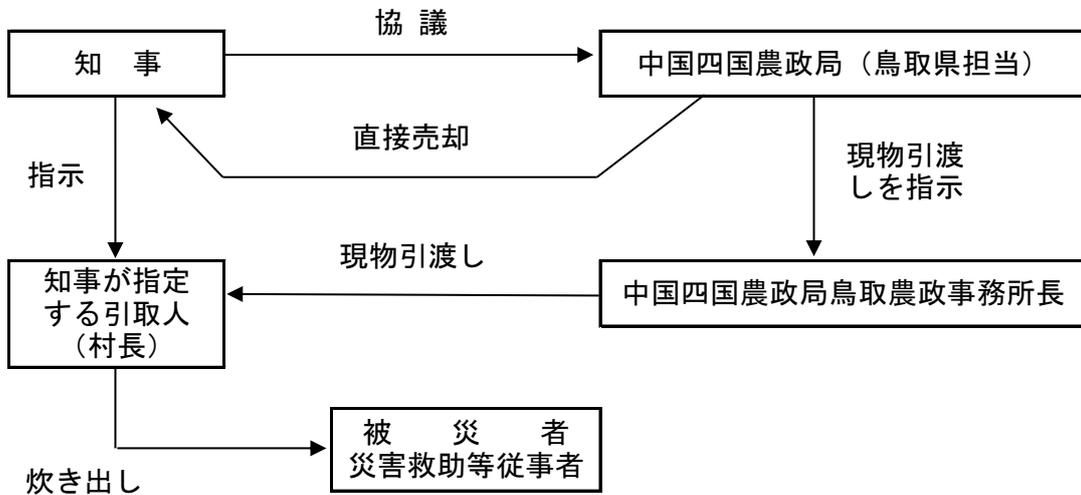
立会者 中国四国農政局 鳥取地域センター

職 氏名 ㊟

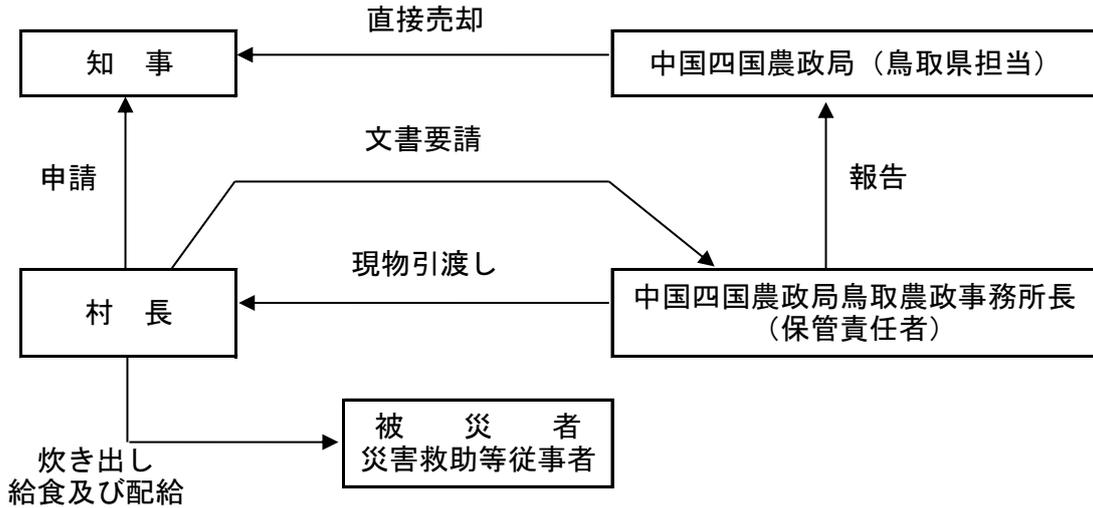
■第2表 米穀の緊急引渡し及び乾パン取扱い系統図

1. 米穀の緊急引渡し

(1) 知事が行う場合

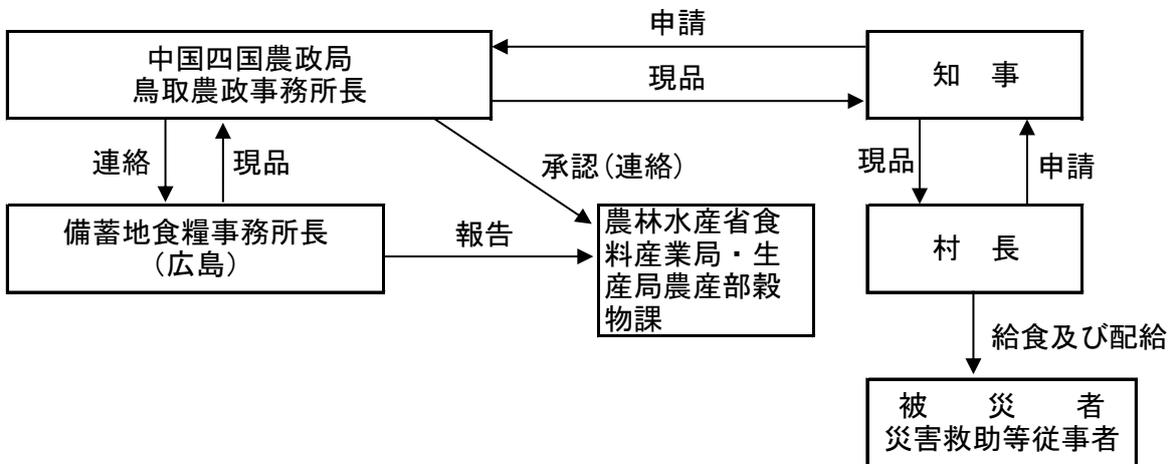


(2) 村長が行う場合

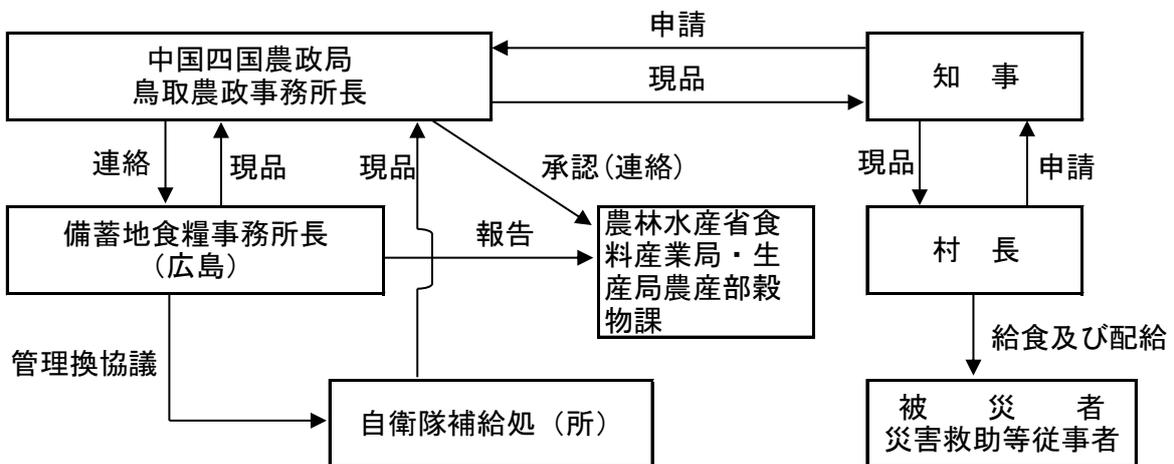


2. 乾パン取扱い系統図

(1) 必要量を備蓄地の乾パンで満たしえる場合



(2) 必要量を備蓄地の乾パンで満たしえない場合



## 6 炊き出しの方法

## ■第3表 炊き出し施設

(平成27年10月現在)

施設名	処理能力	炊き出し設備	備考
ヴィレステひえづ	1回 61人分	電気炊飯釜 1.0升×2台 5.5合×2台 ガス炊飯釜 3.0升×1台	
日吉津小学校	1回 140人分	立体炊飯器-1(7kg - 3釜)	回転釜-1
日吉津保育所	1回 70人分	ガス炊飯釜 2.0升×1台 8.0kg×1台	
日吉津村社会福祉センター	1回 45人分	電気炊飯釜 3.6ℓ ×1台 1.5升×1台 1.0升×1台	
日吉津村デイサービスセンター	1回 30人分	ガス炊飯釜 6.0ℓ ×1台	
ふれあい生活館	1回 30人分	ガス炊飯器 6.0ℓ ×1台	
役場機械室	1回 80人分	ガス炊飯器 6.0ℓ ×1台 2.0ℓ ×5台	
日吉津上2公民館	1回 125人分	5升-1、3升-1、1.5升-3	
日吉津上1公民館	1回 130人分	ガス炊飯器 5.0升×2台 3.0升×1台	
日吉津下口公民館	1回 105人分	5升-1、3升-1、1.5升-1、 1升(電気)-1	
海川公民館	1回 40人分	3升-1、1升-1	
海川新田分館	1回 40人分	3升-1、1升-1	
富吉公民館	1回 100人分	ガス炊飯釜 5.0升×2台	
今吉公民館	1回 55人分	ガス炊飯器 10.0ℓ×1台	
今吉東集会所	1回 55人分	ガス炊飯器 10.0ℓ×1台	
樽屋公民館	1回 20人分	ガス炊飯釜 2.0升×1台	

※処理能力の人数は、1回あたり1合で計算。

■第4表 費用の限度

(令和3年4月現在)

期 間	1日以上7日間まで	備 考
1人1日当たり	1,140円以内	但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり

■第5表 たき出し給与状況

たき出し場の名称	月 日			月 日			月 日			小 計	合 計	実支出額	備 考
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕				
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕				
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕				
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕				
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕				
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕				
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕				
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕				
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕				

- (注) 1. 「備考」欄には給食内容を記入すること。  
 2. たき出しが6日以上にわたるときは「合計」欄の前に「6日間小計」欄を設ける。





## 第13節 宅地・建物の被災判定計画

## 4 被害認定の実施

## ■第1表 調査の基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することが出来ないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いあるものとする。
	負傷 (重傷者) (軽傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	全全流 壊焼出	住家はその居住のための基本的機能を損失したもの、すなわち住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再生することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半半 壊焼	住家はその居住のための基本的機能の一部を損失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおり再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	床上浸水	浸水がその床上に達した程度のもの、または土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。

- (注) 1. 「一部破損」とは、住家の破損程度が半壊に達しない程度のものとする。
2. 「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
3. 「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、母屋に付着している風呂場、便所棟は母屋に含め1棟とするが、二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合は、2棟とする。
4. 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念の住家であるかどうかは問わない。
5. 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

■第2表 リ災証明書の様式

1. 判定のない様式

リ災証明願 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">令和 年 月 日</div>	
鳥取県西伯郡日吉津村長 様	
(申請者) 住 所 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>	
_____ のため _____ に提出したい	
ので下記の事実を証明願います。	
記	
リ災日時	令和 年 月 日 時 分頃
リ災場所	日吉津村
リ災者	所有者・借用者・間借者・従事者・居住者 氏 名
リ災原因	
リ災程度	
その他 特記事項	
上記願出のとおり相違ないことを証明する。	
令和 年 月 日	
鳥取県西伯郡日吉津村長 <span style="float: right;">㊟</span>	

2. 判定のある様式  
(表面)

り 災 証 明 書

※太線の中を記入してください。

申請者	(住所) 鳥取県西伯郡日吉津村 電話 ( ) -							
	(現在の連絡先) 電話 ( ) -							
	ふりがな 氏 名 ㊟							
り災世帯 の構成員	氏 名	続柄	性別	生年月日	氏 名	続柄	性別	生年月日
		世帯主						
り災場所等	西伯郡日吉津村 番地 (アパート等の名称 )							
	<input type="checkbox"/> 持 家 <input type="checkbox"/> 借 家 (所有者名: ) <input type="checkbox"/> 貸 家 <input type="checkbox"/> 住 宅 <input type="checkbox"/> 非住宅							

り 災 程 度	<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部破損
り 災 原 因	令和 年 月 日発生した、 による		

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

鳥取県西伯郡日吉津村長

㊟

(裏面)

(り災証明書について)

○ この証明書は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に村長が確認できる程度の被害について証明するものです。

※民事上権利義務関係には、効力を有するものではありません。

○ 「り災程度」は、「家屋」を対象として、一棟ごとではなく住居部分の総合評価で判定します。

※家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構はこの証明の対象となりません。

○ 集合住宅等の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。

○ 「り災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。

※表面に現れない被害(例:地中の杭の折損、壁・構造体等の内部素材そのもの被害等)がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。

○ この証明は、災害発生後おおむね1ヶ月以内の状況をもとに判定します。

○ この証明は、原則として1世帯1枚の発行となりますので、大切に保管してください。

第14節 応急仮設住宅計画

3 応急仮設住宅

■第1表 応急仮設住宅の規模及び費用の限度

(令和3年4月現在)

1戸当たり面積	1戸当たり費用額	備 考
29.7㎡ (9坪)	5,610,000円以内	供与期間 最高2年以内

■第2表 応急仮設住宅台帳

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考

- (注) 1. 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
2. 「家族数」欄は、入居時における世帯数を含めての人員数を記入すること。
3. 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
4. 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅の別を記入すること。
5. 「敷地区分」欄は、公私有地とし有無償の別をも明らかにすること。
6. 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

■第3表 住宅応急修理記録簿

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備 考

## 5 建設業者について

■第4表 建設業者一覧表

(令和4年1月現在)

建設業者名	住所	電話番号	備考
(有)安達住建	日吉津村日吉津194 - 1	0859-27-2787	建
エム・アール・ホーム(株)	日吉津村今吉467	0859-27-5010	建
(有)尚建工務店	日吉津村日吉津31-5	0859-27-4093	建
西村木材	日吉津村日吉津522-7	0859-27-4195	建
(有)橋尾建設	日吉津村日吉津483 - 4	0859-27-4686	土
(有)日吉津土建	日吉津村日吉津199 - 6	0859-27-0956	土、舗、水
(有)本高建設	日吉津村日吉津67	0859-27-0617	建

(略称) 土…土木、 舗…舗装、 建…建築、 水…水道、 管…管工事、 園…造園

## 第15節 医療及び助産計画

## 9 救護チーム等による医療活動ができない場合

■第1表 医療機関、薬剤等の現況

(令和4年1月現在)

医療機関	診療科目	住所	医師数	備考
ひがみ耳鼻いんこう科・いびき睡眠クリニック	耳鼻いんこう科全般、いびき・睡眠障害	日吉津村日吉津1584 - 3	2	
井上歯科クリニック	歯科	日吉津村日吉津2144 - 1	1	
久里クリニック	内科、精神科、神経内科、心療内科	日吉津村日吉津1452 - 3	1	
しらいし内科クリニック	内科、皮膚科	日吉津村富吉1139 - 1	1	

## 1.1 医療機関、薬剤等の現況

■第2表 医療、助産に必要な医薬品等の調達

名称	連絡方法	品名(薬剤名)	備考
ヒエツ調剤薬局	0859-39-3777	脱脂綿、ガーゼ、包帯、クレゾール、マーキュロ液、シッカロール、強心剤、栄養剤、止血剤、浣腸薬、解熱剤、抗生物質、胃腸薬、下痢止	
とみよし調剤薬局	0859-39-3250		
うなばら薬局	0859-21-8705		

1.2 救護活動にともなう記録

■第3表 救護活動状況

1. 救護チーム活動状況

○ ○ 救護チーム

班長：医師氏名 (印)

月日	集落名	患者数	措置の概要	死体検案数	金額	備考

2. 病院診療所医療実施状況

診療機関名	患者氏名	診療月日	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		

(注) 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

3. 助産台帳

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間	金額	備考
			月 日～ 月 日		
			月 日～ 月 日		
			月 日～ 月 日		
			月 日～ 月 日		

## 第16節 防疫計画

## 7 防疫用薬剤及び器具の確保

## ■第1表 防疫用資材、薬剤の保有状況

## 1. 消毒剤

業者名	連絡先	調達方法
(株) エバルス 米子支店	0859-39-3991	必要品目を連絡し、調達する。  消石灰 アルコール クレゾール石鹼 次亜塩素酸ナトリウム 1%フェニトロチオン油剤 オルソジクロールベンゾール剤 1.5%フィニトロチオン粉剤
(株) セイエル 米子営業所	0859-32-2211	
サンキ(株) 米子支店	0859-24-1881	
平福薬局	0858-58-2043	
成和産業(株) 米子営業所	0859-33-6420	
ヒエツ調剤薬局	0859-39-3777	
とみよし調剤薬局	0859-39-3250	
うなばら薬局	0859-21-8705	

## 2. 散布用器材

所有者名	連絡先	噴霧機	散粉機	計	備考
日吉津村役場	0859-27-5950	1		1	

## 第17節 清掃及び死亡獣畜処理計画

## 5 清掃設備の状況

## ■第1表 清掃施設の状況

## 1. ごみ処理及びし尿処理施設

(令和4年1月現在)

設置場所	設置者名	処理能力	処理方法	備考
米子市淀江町中間	米子市ほか9か町村衛生施設組合	80kl/日	—	し尿処理

## 2. ごみ・し尿の運搬車

(令和4年1月現在)

車別	種別	台数	積載	所有者	備考
バキューム車	し尿、し尿浄化槽汚泥運搬車	3	10.0 t	(有) 淀江清掃	

## 第19節 捜索、遺体の処理及び埋葬計画

## 7 遺体の捜索ならびに遺体の処理、埋葬の期間及び費用

## ■第1表 死体の埋葬等に係る経費の限度

(令和3年4月現在)

区 分	費 用	備 考
死体の処理	一体当たり 3,400円以内	死体の洗浄、縫合、消毒等の処理の費用
死体の一時保存	既存建物以外 一体当たり 5,300円以内	既存建物を利用する場合は借上の実費額
埋 葬	大人一体当たり 211,300円以内 小人一体当たり 168,900円以内	(12歳以上) (12歳未満)

## 8 遺体の埋葬等のための施設の状況

## ■第2表 火葬場及び埋葬場の現況

名 称	所 在 地	処 理 能 力	備 考
桜 の 苑	米子市長砂1066	1日 28遺体	

## 9 埋葬及び死体処理の実施にともなう記録

## ■第3表 埋葬及び死体処理台帳

## 1. 埋葬台帳

死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死 亡 者		埋 葬 を 行 っ た 者		埋 葬 料			備 考	
		氏 名	年 令	死亡者との関係	氏 名	棺(付属品含む)	埋 葬 又 は 火 葬 料	骨箱		計

- (注) 1. 埋葬を行った者が市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。  
2. 市町村長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。  
3. 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

## 2. 死体処理台帳

死 亡 年 月 日	死体発見の日時及び場所	死亡者氏名	遺 族		洗 浄 等 の 処 理			死体の一時保存料	検 案 料	実 支 出 額	備 考
			氏 名	死亡者との関係	品 名	数 量	金 額				



第21節 輸送計画

5 輸送力の確保

■第1表 自動車の保有状況

(令和4年1月現在)

所属所名	計	自家用乗用車		軽自動車		自家用貨物車		マイクロバス	ダンプ	消防自動車	その他
		普	小	乗	貨	普	小				
総務課	7	4						1		2	
ヴィステヒえづ	1				1						
福祉保健課	1				1						
日吉津保育所	1				1						
住民課	4	1		2	1						
建設産業課	3		1		2						
教育委員会	1			1							
合計	18	5	1	3	6	0	0	1	0	2	0

8 災害救助法による輸送基準

■第2表 輸送記録簿

輸送月日	目的	輸送区間(距離)	借上等			修繕					燃料費	実支額	備考	
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕月日	修繕費	故障の概要				
			種類	台数		名称番号	所有者氏名							

- (注) 1. 「目的」欄には、主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。  
 2. 県又は市町村の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。  
 3. 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。  
 4. 借上等の「金額」欄には、輸送費又は車両等の借上費を記入すること。  
 5. 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。



第23節 文教対策計画

5 児童、生徒の災害援助に関する措置

■第1表 費用の限度

(令和3年4月現在)

区 分	費 用	備 考
1人当たり	小学校児童 4,400円以内	災害発生の日から (教科書) 1月以内 (文房具・通学用品) 15日以内
	中学校生徒 4,700円以内	
	高等学校等生徒 5,100円以内	

■第2表 学用品の給与状況

学校名	児童生徒氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳						実支額
				教科書			その他学用品			
				国語	算数	〇〇	鉛筆	ノト	〇〇	
計	小学校									
	中学校									

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者(学校長)

氏 名

印

- (注) 1. 給与月日は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与月日を記入すること。  
2. 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

第24節 隣保互助、民間団体活用計画

3 対象団体

■第1表 民間団体活用計画

1. 日赤奉仕団、青年団体、女性団体

(令和4年1月現在)

名 称	人 員	所 在 地	責 任 者	連 絡 先
日吉津村赤十字奉仕団	27	日吉津村役場 住民課	委員長	0859-27-5951

2. 自治会等

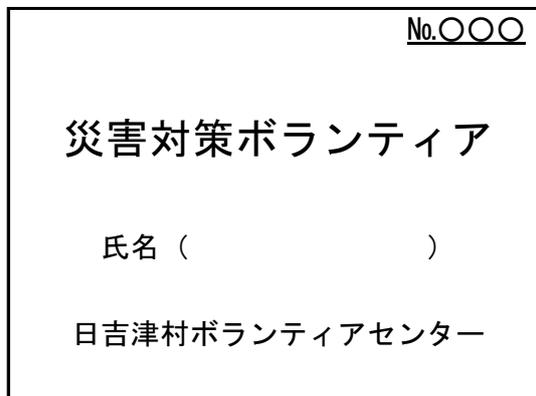
資料編第2章第17節第1表参照

第25節 ボランティアの受入計画

6 ボランティアの営業活動等の禁止に係る事項

■図1 名札例

ボランティアの名札は名刺サイズを基本とし、首掛け又は安全ピン止めの名札ケースに入れて配付する。



■図2 ボランティアに対するお願い例

この度は、私たちのために、全国さまざまな場所からお越しいただきありがとうございます。みなさんのご好意をありがたく受け入れます。大変な作業になりますが、どうぞお力をお貸してください。

村内には災害で困っておられる方が多数おられますが、次の点にはご注意ください。ようお願いします。

- 二次災害が発生しそうな場所へは立ち入らないようお願いします。
- 個人のお宅に出かける場合は、作業内容をその家の人と相談してください。
- 皆様のご好意にお礼を出される場合がありますが、金銭等をこちらから請求しないでください。
- アドバイスは結構ですが、家の修理等の契約を取るなどの営業行為はご遠慮ください。

## 第27節 水防計画

## 6 樋門操作ならびに出水対策

## ■第1表

## 1. 村内の主な樋門

番号	河川名	樋門名	位置	構造	高さ・幅(m)	管理者	備考
1	日野川水系 ホレコ川排水路	ホレコ排水樋門	今吉	ステン レス製	H=1.8, L=1.0(6門)	箕蚊屋 土地改良区	手動
2	日野川水系 海川外水路	海川河口暗渠 樋門	海川	ステン レス製	H=1.4, L=2.3(2門) H=2.1, L=2.5(2門)	箕蚊屋 土地改良区	手動
3	日野川水系 佐陀西排水路	佐陀西排水路 樋門	海川	鋼製	H=1.0, L=2.0	箕蚊屋 土地改良区	手動
4	日野川水系 海川外水路	海川排水宮川 樋門	日吉津 上口	ステン レス製	H=1.3, L=3.3	箕蚊屋 土地改良区	手動
5	日野川水系 海川外水路	新川取水樋門	海川	ステン レス製	H=1.2, L=2.0(3門)	箕蚊屋 土地改良区	手動
6	日野川水系 ホレコ川排水路	蚊屋井手第二 樋門	熊党	ステン レス製	H=1.0, L=1.6(3門) H=1.0, L=2.1(2門)	箕蚊屋 土地改良区	手動
7	日野川水系 豊田川用水路	日吉津中川井手 樋門	日吉津 下口	ステン レス製	H=0.8, L=2.6	箕蚊屋 土地改良区	手動
8	日野川水系 16号線用水路	山路樋門	日吉津 下口	鋼製	H=0.8, L=1.6(2門)	箕蚊屋 土地改良区	手動
9	日野川水系 16号線用水路	16号線第2樋門	日吉津 下口	鋼製	H=1.1, L=2.0	箕蚊屋 土地改良区	手動
10	日野川水系 ホレコ川排水路	石原洞樋門	日吉津 下口	ステン レス製	H=1.5, L=2.8(2門)	箕蚊屋 土地改良区	電動
11	日野川水系 新田川用水路	新田川王子下 樋門	日吉津 下口	鋼製	H=1.0, L=1.6(2門) H=1.2, L=1.6(3門)	箕蚊屋 土地改良区	手動 電動
12	日野川水系 16号線用水路	日吉津16号線 樋門	日吉津 下口	鋼製	H=1.0, L=1.2(1門) H=1.0, L=2.0(1門)	箕蚊屋 土地改良区	手動

## 7 水防用資材及び資材の補充ならびに取扱要領

## ■第2表 水防資材の受払

資材名	受		払		備考
	年月日	数量	年月日	数量	

13 公費負担

■第3表 公用負担権限委任証明書

公用負担命令権限委任証

所 属

氏 名

上記の者は 区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任した  
ことを証明する。

年 月 日

公用負担命令者 職 名

氏 名 (印)

■第4表 公用負担の証票

第 号

公 用 負 担 命 令 書

負担者 住 所

氏 名

物 件	数 量	負担内容(使用、收容処分)	期 日	摘 要

年 月 日

命令者 職 名

氏 名 (印)

16 水防顛末報告

■第5表 水防顛末報告

1. 水防活動による使用(消費)資材費内訳

管 理 団 体 名	主 要 資 材 内 訳						そ の 他 資 機 材						合 計		備 考
	空 俵		な わ		小 計		発 煙 筒		か ー パ ー ト		小 計		数 量	金 額	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額			

- (注) 1. 主要資材内訳の欄には、次にかかげる資材のうち該当するものを記入すること。空袋・かます・布袋類・たたみ・むしろ・なわ・竹・生木・丸太・杭・釘・板類・鉄線・かすがい・蛇籠及び置石。  
 2. その他資器材の欄には、上記1. 以外のものを記入すること。  
 3. 主要器材ならびに、その他資器材のうち専用又は転用できるもの又は災害復旧事業の対策となるものは、それぞれに応じ価格を減じて記入すること。  
 4. 資材類については、水防倉庫に備蓄しているもの以外のものを記載する。

2. 水防活動実績表

管 理 団 体 名	指 定 非 指 定 の 別	水防活動 延 人 員			水防活動費			使用(消費) 資 材 費			合 計 (A)+(B)	水防活動を 行った主な 河川海岸、 湖 沼 名	水防活動 を行った 期 間	備 考
		水防 消防団	そ の 他	計	出 勤 手 当	そ の 他	小 計 (A)	主 要 資 材	そ の 他	小 計 (A)				

- (注) 1. 水防活動費のその他については、内容を備考欄に記入すること。  
 2. 使用(消費)資材費については、様式2による区分により転記すること。  
 3. 水防活動を行った期間は、月 日から 月 日までと記入し同一市町村で同期間中に再度水防活動を行った場合には、その旨判別できるよう記入すること。  
 4. 水防活動に対する問題点等特記すべき事項があるときは備考欄に記入すること。

第28節 自衛隊災害派遣要請計画

4 災害派遣の要請手続き

■第1表 部隊等の災害派遣要請申請書

	発第	号
	年 月	日
鳥取県知事 様		
	日吉津村長名	Ⓜ
部隊等の災害派遣要請について（申請）		
災害を防除するため、部隊等の派遣要請を下記のとおり申請します。		
記		
1 災害の状況及び派遣を要請する理由		
災害の状況 （特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。）		
派遣を要請する理由 （現在までとった地元の措置及び今後地元でとれる可能な措置を明らかにすること。）		
2 派遣を必要とする期間		
3 派遣を希望する部隊等の勢力		
人員、船舶、航空機の概要		
装備の概要 （特に船舶、航空機等特殊装備を必要とするときは、その旨を明らかにすること。）		
4 派遣を希望する区域及び活動内容		
派遣を希望する区域		
現地連絡場所及び連絡者		
活動内容 （水防、消防、通信、防疫、給水、救護物資の輸送、道路、水路開設等具体的に記入）		
5 その他参考となるべき事項		

6 派遣部隊の撤収

■第2表 部隊等の撤収要請申請書

発第 年 月 日
鳥取県知事 様
日吉津村長名 ⑩
部隊等の撤収要請について
記
1 撤収要請の理由
2 撤収要請の希望日時
3 撤収要請をする部隊等

7 派遣部隊に関する報告

■第3表 派遣部隊に関する報告様式

発第 年 月 日
鳥取県知事 様
日吉津村長名 ⑩
部隊等に関する報告について (報告)
記
1 派遣要請の申請日時
2 部隊等の人員
3 部隊等の人員及び装備の概要
4 部隊等を受け入れた区域
5 部隊等の撤収日時
6 部隊等の滞留期間
7 部隊等の活動内容
8 部隊等の活動による効果
9 その他特記事項

## 第30節 機械資機材の整備計画

## 3 現況把握

■第1表 建設機械等の現況

所属課名	トラック		ダンプトラック		グレーダ	タイヤショベル	マイクロバス
	大型	軽	大型	小型			
総務課							1
住民課		1					
建設産業課		1					

## 第4章 災害復旧計画

### 第3節 資金融資計画

#### 3 一般住宅対策

##### ■第1表 被災者生活再建支援制度及び被災者住宅再建支援制度の概要

###### 1. 国の制度

###### (1) 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①または②の市町村を含む都道府県で、  
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、  
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、  
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）  
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

###### (2) 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

###### (3) 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

###### ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

###### ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（または100）万円

2. 県・村制度

(1) 制度の対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波等、異常な気象現象による災害のうち、

- ① 県内で10戸以上の住宅が全壊したもの
- ② 1の市町村で5戸以上の住宅が全壊したもの
- ③ 1の集落でその世帯数の2分の1かつ2戸以上の住宅が全壊したもの
- ④ その他被災地域における地域社会の維持が困難になる恐れのある被害が発生したもので、知事が市町村に協議し指定したもの

(2) 支援金の支給額 (千円)

区 分		全 壊	大規模 半 壊	半 壊	一部損壊		
					損害 割合 10% 以上	損害 割合 5% 以上	損害 割合 5% 未満
被災住宅 に代わる 住宅の建 設・購入	単数 世帯	2,250	1,875	750	-	50	20
	複数 世帯	3,000	2,500	1,000	-		
被災住宅 の補修	単数 世帯	1,500	1,125	上限 750	上限 300		
	複数 世帯	2,000	1,500	上限 1,000			

## 第5章 条 例 等

### 第1節 日吉津村防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、日吉津村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者1人
  - (2) 鳥取県の知事の部内の職員のうちから、村長が任命する者2人以内
  - (3) 村を所轄する警察署長
  - (4) 村長が、その部内の職員のうちから指定する者3人以内
  - (5) 教育長
  - (6) 消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから、村長が任命する者 若干人
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者 若干人
- 6 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鳥取県の職員、関係指定公共機関の職員、町の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 本会の会議は、必要に応じ会長がこれを招集する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日からから施行する。

## 第2節 日吉津村災害対策本部条例

### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第37条において準用する同法第26条の規定に基づき、災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 災害対策基本法第23条の2第4項の事務
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第2項の事務

### (組織)

第3条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### (部)

第4条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

### (委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

#### 附 則 (平成26年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

### 第3節 日吉津村被災者住宅再建支援事業助成条例

#### (目的)

第1条 この条例は、自然災害により住宅に著しい被害を受けた者に、被災者住宅再建支援金を交付することにより、村が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 自然現象(被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する自然現象をいう。以下同じ。)により生ずる被害のうち、次のいずれかに該当するものであって、村長がその被害について支援金を交付する必要があると認めて指定したものをいう。
  - ア 県内で10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然現象に係るもの
  - イ 世帯数の大幅な減少による被災地域における地域社会の崩壊又被災地域の所在する市町村の著しい財政悪化を招くおそれのあるもの
- (2) 全壊世帯 自然災害(法第2条第2号の政令で定める自然災害を除く。次号において同じ。)により被害を受けた世帯であって、次に掲げるものをいう。
  - ア 当該自然災害によりその居住する住宅(発生日の前日にその所有者、所有者の3親等以内の親族その他これに準ずる者として村長が定める者が生活の本拠としていたものに限る。以下「居宅」という。)が全壊した世帯
  - イ 当該自然災害によりその居宅が半壊し、又はその居宅の敷地に被害が生じ、法第2条第2号ロに規定する事由により、当該居宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
  - ウ 当該自然災害に係る法第2条第2号ハに規定する事由により、その居宅が居住不能なものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- (3) 大規模半壊世帯 自然災害によりその居宅が半壊し、法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯(前号イ及びウに掲げる世帯を除く。)をいう。
- (4) 半壊世帯 自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の延床面積又は別に定めるところにより算定した損壊に係る割合が20パーセント以上のもの(前2号に掲げる世帯を除く。)をいう。

#### (支援金の交付)

第3条 村は、第1条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業(自然災害が発生した日(以下「発生日」という。)以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。)を行う同表の第3欄に掲げる世帯の世帯主(発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに、当該事業について支援金の交付を申請する者に限る。以下「交付対象者」という。)に対し、予算の範囲内において、支援金を交付する。

#### (支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表の第5欄に掲げる交付額以下とする。

#### (雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 別表(第3条、第4条関係)

対象事業	完了期間	対象世帯	申請期間	交付額
1 全壊世帯の居宅に代わる住宅(村内に設置されるものに限る。)の建設又は購入(当該建設又は購入については、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。)	3年	全壊世帯	2年	300万円(単数世帯については、225万円)
2 全壊世帯の居宅の補修(当該補修について契約を締結する場合には、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。)				200万円(単数世帯については、150万円)
3 大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅(村内に設置されるものに限る。)の建設又は購入		大規模半壊世帯		250万円(単数世帯については、187万5,000円)
4 大規模半壊世帯の居宅の補修				150万円(単数世帯については、112万5,000円)
5 半壊世帯の居宅の補修	2年	半壊世帯	1年	補修に要する経費(100万円(単数世帯については、75万円)を限度とする。)
6 前各項に掲げるもののほか、村長が定める事業	村長が定める期間	村長が定める世帯	村長が定める期間	村長が定める額

備考 この表において「単数世帯」とは、法第3条第2項に規定する単数世帯をいう。

## 第6章 協 定

### 第1節 災害時における協定等

日吉津村では、災害時における円滑な連絡体制や協力体制の確立を図ること、また被害の軽減を図り、村民の安全確保に寄与することなどを目的として各種の協定を締結をしている。

協定名	締結年月日	締結先	備考
災害時の相互応援に関する協定書	平成 8年 3月29日	鳥取県及び県内全市町	
鳥取県西部広域消防協定書	平成17年 5月 1日	鳥取県西部広域行政管理組合 管理者	日吉津村外 8市町
災害時及び平時における防災活動への協力に関する協定書	令和 3年 5月 1日	イオンリテール株式会社 中四国カンパニー 執行役員 中四国カンパニー支社長	当初 平成18年8月10日 令和2年度見直し
災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書	平成20年 7月31日	株式会社タイヨー通信 代表取締役	
行方不明者の捜索における消防団相互派遣協定書	平成23年 6月 1日	米子市長、境港市長、大山町長、南部町長、伯耆町長、日南町長、日野町長、江府町長	
災害時における情報交換に関する協定書	平成23年 7月19日	国土交通省 中国地方整備局長	
災害時における応急生活物資供給等の支給に関する協定書	平成24年10月15日	鳥取県生活協同組合 代表理事長	
災害時における被災車両の撤去等に関する協定	平成25年 3月26日	山陰E L Vリサイクル協議会長	鳥取県、県内全市町村
徳島県町村会との「危機事象発生時相互応援協定」	平成25年 6月 6日	徳島県町村 (鳥取県町村会と徳島県町村会とが締結)	鳥取県内全町村及び徳島県内全町村
災害対応型自動販売機設置協定書	平成25年12月1日	コカ・コーラウエスト株式会社 代表取締役社長	
災害発生時相互協力に関する協定	平成25年12月3日	西日本旅客鉄道株式会社 米子支社長	鳥取県及び県内全市町村
災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い	平成26年 2月10日	中国電力株式会社 米子営業所長	
災害時における緊急用LPガスの調達に関する覚書	平成26年11月28日	一般財団法人 鳥取県LPガス協会 西部支部長	
災害時における物資供給に関する協定書	平成27年 2月23日	NPO法人コメリ災害対策センター 理事長	
災害時における防災活動における防災活動への協力に関する協定書	令和 2年 7月 1日	株式会社ビッグ・エス 代表取締役	ケーズデンキ 日吉津店